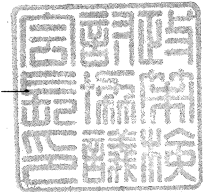


大分県議会議長 麻生栄作 殿

政策検討協議会  
会長 嶋 幸



### 令和2年度政策検討協議会報告書

政策検討協議会（以下、「協議会」という。）は、地方自治法第100条第12項及び大分県議会会議規則第124条第2項の規定に基づき、議員提案による条例の制定、政策立案・提言及び県議会の諸課題等の協議・調整の場として、令和元年7月18日に設置されました。

令和元年度には、「豊かな人生を送るために『人生会議』の普及啓発を推進する条例」、政務活動費、海外調査研究及び一般質問・質疑の在り方について検討を行い、令和2年3月25日に中間報告書を取りまとめたところです。

令和2年度は、令和元年度の議論を踏まえ、下記のとおり検討及び協議を行いましたので、報告します。

#### 記

##### 1 大分県手話言語条例について

平成23年、障害者基本法に手話が言語であることが規定され、本県においても「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」において同趣旨の規定を設け、全ての障がい者が障がいの特性に応じた意思疎通手段を選択し、利用しやすい環境づくりを進めているところです。しかし、本県において、手話が日本語とは異なる語彙や文法体系を有する言語であり、また、ろう者にとって思考、感情及びコミュニケーションの基盤であって、成長していくために必要不可欠なものであるという理解は、十分に広まっているとは言えない状況にあります。

こうした中、当事者である大分県聴覚障害者協会から手話言語条例の制定を求める請願が議会へ提出され、令和2年第1回定例会において全会一致で採択されたことを踏まえ、議員提案条例として制定を目指すこととしました。

条例案の検討にあたっては、専門家や聴覚障がい者の方々との意見交換、関係機関への現地調査及びパブリックコメントによる県民からの意見聴取など約9か月間にわたる検討を経て、協議会の委員全員を提案者として別紙1の「大分県手話言語条例」を令和3年第1回定例会に上程し、可決、成立しました。

この条例の制定により、県民が手話についての理解を深め、手話を必要とする人が手話を獲得し、又は習得する機会を確保し、手話による円滑な意思疎通のための環境を整備することにより、障がいのある人とない人が相互に人格と個性を尊重し、歩み寄りながら共生する大分県の実現に寄与することが期待されます。

## 2 豊かな人生を送るために「人生会議」の普及啓発を推進する条例について

本条例については、令和元年度、協議会としての約9ヶ月間の検討を経て、条例案をまとめました。

これを受け、令和2年第2回定例会に上程し、可決、成立しました。

この条例の制定により、人生会議の正しい理解の下、県民一人一人が人生の質を高められ、豊かな人生を送ることのできる大分県の実現に寄与することが期待されます。

## 3 政務活動費について

政務活動費については、議員活動の活発化に資するという趣旨に基づき、透明性の確保や向上を図るため、下記のとおり、令和元年度、令和2年度それぞれで検討項目を設定し、議論を行いました。今後も必要に応じて検証・見直しを行う必要があります。

### (1) 令和元年度

令和元年度の検討内容については、別紙2のとおり、令和2年5月、交通費・宿泊費のキャンセル料への政務活動費の充当を認めること、自家用車のリース料について充当上限額を設けること、当該リース車に係る所有権の移転を不可とする見直しを行う必要があること等の報告を行ない、同年6月には、これらの報告に基づき、政務活動費使途基準マニュアルの改正が行われたところです。

### (2) 令和2年度

令和2年度は、下記の3点について検討を行いました。

①議員が所有する物件を事務所として使用する場合の損耗費用の取扱い

②議員が所有する自家用車の損耗費用の取扱い

③宿泊料金の上限額（1泊当たり13,700円）の取扱い

①及び②については、過去の経緯や全国状況等を踏まえ、これまで同様、議員所有物件や議員が所有する自家用車の損耗費用への政務活動費の充当を認めないことが適当であるとししました。

③については、これまでの調査研究活動において、宿泊料の一時的な高騰等により、宿泊料金上限額内での宿泊が困難な事例があったことから検討が行われたものです。

政務活動費の宿泊料金の上限額については、大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例（昭和22年大分県条例第10号）や職員等の旅費に関する条例（昭和26年大分県条例第28号）を根拠としており、それらの条例における運用と整合を図る必要があります。

このため、条例との整合性が図られている現行の宿泊料金の上限額については見直しを行わないこととした一方で、職員等の旅費の取扱いに準じ、宿泊料の一時的な高騰等の特別の事情により、当該上限額内での宿泊が困難である場合においては、社会通念上妥当と考えられる範囲内で政務活動費を充当できるよう見直しを行うことが適当であるとし、別紙3のとおり政務活動費使途基準マニュアルの改正案を策定しました。

## 4 海外調査研究について

海外調査研究については、新型コロナウイルス感染症の拡大により、実施すべき状況にないことから、実施に向けた議論は行いませんでした。

## 5 一般質問・質疑の在り方について

一般質問・質疑の在り方について、県議会の諸課題等の一つとして委員から発言機会や回数の見直しの提案があり、令和元年度から2年度にかけて、別添の資料（別紙4）などによりこれまでの経緯を調査し、協議を行いました。

協議では以下のような意見がありました。

- ・会派人数に応じて質問枠を割り振るのは、執行部の負担軽減という観点からも合理的なやり方である。
- ・全議員が質問できた市議会では、多くの質問者が出ることで、質問の重複調整などかなりの事務負担が生じていたので、現状のままでよい。
- ・一般質問をするのは議員個人の権利であり、希望者全員が質問できるよう、枠を増やすべき。また質問日数は1日でも2日でも増やすべき。
- ・会派の一般質問枠の有無にかかわらず、質疑ができるようにすべき。
- ・代表質問でも再質問できるようにすべき。

以上のように、一般質問・質疑の在り方の見直しについては、賛否両論があり、本協議会では一定の方向性を見いだすことはできませんでした。今後は、一般質問・質疑の在り方について定める議会運営要領を所管する議会運営委員会において、適切に対応されるべきものと考えます。

令和2年度政策検討協議会 開催経過

- 第11回 日 時：令和2年4月21日（火）  
議 題：政務活動費について  
今年度の検討テーマ及び進め方について
- 第12回 日 時：令和2年6月24日（水）  
議 題：手話言語条例に係る講師による説明について  
（大分県聴覚障害者センター施設長 奈須 博幸 氏）  
（大分大学教育学部附属特別支援学校長 後藤 みゆき 氏）
- 県内事務調査 日 時：令和2年7月27日（月）  
調査先：大分県立聾学校  
大分県聴覚障害者センター  
大分県聴覚障害者協会との意見交換  
内 容：手話言語条例について
- 第13回 日 時：令和2年9月15日（火）  
議 題：大分県手話言語条例（仮称）骨子案について  
政務活動費について  
一般質問・質疑の在り方について
- 第14回 日 時：令和2年10月29日（木）  
議 題：大分県手話言語条例（仮称）案について  
政務活動費について
- 第15回 日 時：令和2年12月2日（水）  
議 題：大分県手話言語条例（仮称）のパブリックコメントについて  
政務活動費について

【パブリックコメントの実施：令和2年12月21日（月）～令和3年1月22日（金）】

- 第16回 日 時：令和3年2月1日（月）  
議 題：大分県手話言語条例（仮称）について  
政務活動費について  
令和2年度政策検討協議会報告書（案）について  
今後のスケジュールについて
- 手話講座 日 時：令和3年3月5日（月）  
内 容：ろう者とコミュニケーションを図るための簡単な手話の習得等
- 第17回 日 時：令和3年3月5日（月）  
議 題：大分県手話言語条例逐条解説について  
政務活動費について  
令和2年度政策検討協議会報告書について

## 大分県手話言語条例

(前文)

手話は、音声言語と異なる語彙及び文法体系を有し、手指の動き、表情等により視覚的に表現される言語である。人間にとって言語は、思考、感情及びコミュニケーションの基盤であることから、手話を必要とする人が手話を獲得し、又は習得し、使用できる環境を整備することは極めて重要である。

聴覚障がい教育の歴史を顧みると、読唇と発声訓練を中心とする口話法が推進されるあまり手話の使用が制約された時期もあったが、ろう者は手話を大切に受け継ぎ、手話を言語として健全で心豊かな日常生活及び社会生活を営んできた。

近年、言語には手話その他の形態の非音声言語が含まれることを明記した障害者の権利に関する条約が国際連合総会で採択され、我が国でも障害者基本法において、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」が基本原則の一つとして定められ、手話が言語であることが明確にされた。本県においても、「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」において同趣旨の規定を設け、全ての障がい者が障がいの特性に応じた意思疎通手段を選択し、利用しやすい環境づくりを進めている。

しかしながら、本県において、手話が日本語とは異なる語彙や文法体系を有する言語であり、また、ろう者にとって思考、感情及びコミュニケーションの基盤であって、成長していくために必要不可欠なものであるという理解は、十分に広まっているとは言えない。

本県ではこれまで、障がい者の雇用促進、芸術文化やスポーツを通じた社会参加の推進など、障がい者が安心して自立した生活を送れる社会づくりに積極的かつ先進的に取り組んできた。これらの取組の一環として、県民が手話についての理解を深め、手話を必要とする人が手話を獲得し、又は習得する機会を確保し、手話による円滑な意思疎通のための環境を整備することにより、障がいのある人とない人が相互に人格と個性を尊重し、歩み寄りながら共生する社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話の普及等（手話に対する理解の促進、手話を必要とする人が手話を獲得し、又は習得する機会の確保及び手話による円滑な意思疎通のための環境の整備をいう。以下同じ。）について、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、もって全ての県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話の普及等は、手話が独自の言語であって、ろう者にとって思考、感情及びコミュニケーションの基盤として必要不可欠であるとともに、ろう者が健全で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に行われなければならない。

2 手話の普及等は、ろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し、歩み寄りながら共生することを基本として行われなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行うとともに、手話の普及等に関する総合的な施策を実施するものとする。

2 県は、手話の普及等に当たっては、市町村その他の関係機関と連携を図るとともに、ろう者、手話通訳者等の協力を得るよう努めるものとする。

(県民の役割)

第4条 県民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、その手話に関する知識及び技術に応じて手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関し合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

(施策の策定及び実施)

第6条 県は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項の都道府県障害者計画において、手話の普及等に関し必要な施策を定め、これを実施するものとする。

2 県は、前項の施策を定め、又は変更しようとするときは、ろう者の意見を聞くものとする。

(手話を獲得し、又は習得する機会の確保)

第7条 県は、市町村その他の関係機関、ろう者、手話通訳者等と連携し、手話を必要とする人が乳幼児期からその家族等と共に手話を獲得し、又は習得する機会を確保するよう努めるものとする。

(手話を学ぶ機会の確保)

第8条 県は、市町村その他の関係機関、ろう者及び手話通訳者等と連携し、県民が手話に対する理解を深め手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。

(手話を用いた情報発信等)

第9条 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得することができるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。

2 県は、災害その他非常の事態の場合に、ろう者が手話等により自身の安全確保に必要な情報を速やかに取得し、及び円滑に意思疎通を図ることができるよう、市町村その他の関係機関との連携等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(手話通訳者等の養成等)

第10条 県は、市町村その他の関係機関と連携し、手話通訳者等の養成及び確保並びにその技術の向上を図るものとする。

(手話通訳者の派遣体制の整備)

第11条 県は、市町村その他の関係機関と連携し、ろう者が手話通訳者の派遣等による意思疎通支援を受けられる体制の整備を図るものとする。

(学校等における取組)

第12条 聴覚に障がいのある乳幼児、児童及び生徒（以下この条において「聴覚障がい児」という。）が通学等をしている学校等の設置者は、聴覚障がい児の実態に合わせて適切な意思疎通手段を選択し、又は組み

合わせて教育又は保育（以下この条において「教育等」という。）を行うよう努めるものとし、当該聴覚障がい児の教育等に関わる教職員が手話に関する知識及び技術を身に付けるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 聴覚障がい児が通学等をしている学校等の設置者は、聴覚障がい児及びその保護者に対する手話に関する学習の機会の提供並びに教育等に関する相談及び支援に努めるものとする。
- 3 特別支援学校（聴覚障がい児に対して教育を行うものに限る。）の設置者は、手話を必要とする聴覚障がい児が手話を学び、かつ手話を使用して学ぶことができるよう、手話に通じた教職員の育成に努めるものとする。
- 4 県は、児童及び生徒が学校において基本理念及び手話に対する理解を深めるため、地域の実情に応じて手話に関する啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者への支援）

第13条 県は、第5条の規定により手話の使用に関し合理的な配慮を行う事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（手話に関する調査研究）

第14条 県は、ろう者、手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

（手話の普及等に当たっての配慮）

第15条 県は、手話の普及等に当たっては、聴覚に障がいのある手話以外の意思疎通手段を使用する者に十分に配慮するものとする。

- 2 県は、手話の普及等に当たっては、外国人のろう者に配慮するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第16条 県は、手話の普及等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



政策検討協議会における政務活動費についての検討結果

項目	内容	全国状況等	論点	対応
1 自家用車の燃料代の	○燃料代の請求について、事務が繁雑になつており、簡素化を図れないか。	・ 全国状況を見ると、領収書が必要な県が11県、走行距離に単価を乗じる県が13県、いずれかの選択制とする県が23県となっている。 ・ 制度変更により、政務活動走行距離1kmあたりの充当額が減少していることが、充当者数の減少の原因となっている可能性がある。	・ 平成28年度の議論で決定した現在の方式のポイントは以下の2点であり、それぞれ政務活動費の2つの原則に適合したもとなっている。 ①領収書に基づき支出すること…「実費弁当の原則」 ②政務活動走行距離を記録することにより正確な按分を行うこと…「按分充当の原則」 ・ 平成30年度には一部、事務の簡素化を図っている。	・ 過去の経緯を踏まえ、現行の方式を継続する。 ・ 過去の経緯を踏まえ、現行の方式を継続する。
2 海外調査	○公費による議員海外派遣も認められている中で、政務活動費を使った海外調査の取扱いなど運用面の検証が必要。	・ 全国状況を見ると、全ての県で、海外への調査研究への充当が認められている。	①公費による海外調査研究性格・協議調整の場での議論等を踏まえ、議会の意思に基づき派遣成金の公開：参加議員全員で報告書を作成し、報告会を開催するとともにホームページで公開 ②政務活動費による調査性格・議員・安派による自主的な調査研究活動の一環成金の公開：参加議員が報告書を作成し、政務活動費の会計帳簿とともにホームページで公開	・ 公費による派遣は議決に基づきものであるのに対し、政務活動費による調査は、会派が自主的に行うものであり各会派の判断に任せることが適当であること、また成果として報告書の公開もなされていることから、現行の取扱いを継続する。
3 キャンセル料	○やむを得ない事情がある場合、旅費等のキャンセル料への充当を認めるべき。	・ 全国状況を見ると、26県 キャンセル料の充当を認めている県 4県 認めしていない県 17県 その他(ルールなし、不明等)	・ キャンセル料への充当は、26県で認められている。 ・ 参考となる例として、神奈川県議会では充当できる場合を以下のようにルール化している。 【神奈川県議会 政務活動費の指針】 キャンセル料 次に掲げる理由により政務活動を中止した場合は、当該中止に伴って生じるキャンセル料に政務活動費を充当することができるものとする。 なお、その場合は、支出伝票の備考欄等に該当する理由を記載するものとする。 i) 公務による場合 ii) 議員本人の疾病や怪我による場合 iii) 議員の配偶者並びに2親等以内の血族及び姻族の疾病や怪我のため、議員本人がその世話をしなければならない場合 iv) 議員の配偶者並びに3親等以内の血族及び姻族の葬儀に出席する場合 v) 政務活動を行う地域又は本県において、災害(テロ、暴動を含む。)が発生し、又は発生するおそれがある場合 vi) 悪天候による場合 vii) 政務活動の相手方の都合による場合 viii) その他社会通念上やむを得ないものと議長が認める場合	・ 明確なルールのもとに充当を認めることは、社会通念上も認められ、また積極的に政務活動を企画することにもつながると考えられることから、マニュアルに充当のルールを設ける。 (マニュアル改正案：別紙のとおり)
4 自家用車のリース料	○次の点についてルール化が必要。 ・リース終了後の所有権移転 ・リース額の上限	・ 全国ではリース料の充当を認めている30県のうち、25県 (1)所有権の移転を制限している県 14県 (2)リース料の充当額上限を設けている県 3県 ①年間80万円 6県 ②毎月5万円又は年間60万円未満 5県 ③年間5万円又は年間60万円未満 4県 (3)車種について規定(「社会通念上妥当な車種」等)している県	・ 全国都道府県議会議長会事務局の「政務活動費の運用に係る考え方」(車両のリース料を政務活動費の対象とする場合は、①資産形成につながらないよう当該車両の所有権を取得しない契約である、②車種が社会通念上妥当なものである、(中略)などが必要であると考え、(中略)なお、リース車両の種類も様々であり、リース料も一律でないことから、按分に当たっては按分比率の上限と限度額の基準を設定することも考えられる。)。 ・ 所有権移転、車種・リース料のいずれも、本県では特段のルールがない状況。	・ 政務活動費が資産形成に充てられると見られるおそれがあるため、リース車両の所有権移転はできないことをマニュアルに規定する。料に上限を設けることとする。金額についてはルールの設定や運用が難しいため、月額(維持補修費を除き、政務活動走行距離による按分前の額)6万円とする。 (マニュアル改正案：別紙のとおり)
5 飲食を伴う懇談会後の宿泊費	○飲食を伴う懇談会後の宿泊費について充当を認めるべき。	・ 全国状況を見ると、県内での飲食を伴う懇談会後の宿泊費を認めている県 22県 ※22県中、16県が政務活動である会議等と一体性・連続性のある懇談会であることを、19県が宿泊することについての社会通念上の合理性や必要性を条件としている。認められない県 16県 不明・無回答 9県	・ 本県のマニュアルでは、県内での飲食を伴う懇談会後の宿泊費について、次の両方の条件も満たす場合に認めており、全国の文勢に近いものとなっている。 ①調査研究や意見交換を主な目的とする会合と一体性・連続性のある懇談会に出席する場合 ②懇談会の終了時間やその時間の公共交通機関の有無などを考慮して、帰宅するよりも宿泊の方が合理的と認められる場合	・ 現在のルールでも、政務活動としての要件を満たし、宿泊の合理性や必要性がある場合には充当できるため、現行の取扱いを継続する。

「政務活動費について（使用基準マニュアル）」新旧対照表（案）

新	旧
<p>1～6 (略)</p> <p>7 項目別指針</p> <p>(1) 調査研究費</p> <p>① 交通費・宿泊費 (ア)～(ク) (略)</p> <p>(ケ) キャンセル料</p> <p><u>次に掲げる場合に該当し政務活動を中止したときは、当該中止に伴って生じるキャンセル料に政務活動費を充当することができるとします。</u></p> <p><u>ただし、会派及び議員の責めに帰すべき事由がない場合に限ります。</u></p> <p><u>領収書の写しを添付し、添付様式にキャンセルの理由を記載します。</u></p> <p>i) <u>公務による場合</u></p> <p>ii) <u>議員本人の疾病や怪我による場合</u></p> <p>iii) <u>議員の配偶者並びに2親等以内の血族及び姻族の疾病や怪我のため議員本人がその世話をしなければならぬ場合</u></p> <p>iv) <u>議員の配偶者並びに3親等以内の血族及び姻族の葬儀に出席する場合</u></p> <p>v) <u>政務活動を行う地域又は本県において、災害（テロ、暴動、大規模感染症を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合</u></p> <p>vi) <u>悪天候による場合</u></p> <p>vii) <u>政務活動の相手方の都合による場合</u></p> <p>viii) <u>その他社会通念上やむを得ないものと議長が認める場合</u></p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2)～(8) (略)</p>	<p>1～6 (略)</p> <p>7 項目別指針</p> <p>(1) 調査研究費</p> <p>① 交通費・宿泊費 (ア)～(ク) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2)～(8) (略)</p>

新	旧
<p>(9) 事務費</p> <p>① 備品  政務活動に関連があるだけでは認められず、政務活動に直接使用され、有用性の高い備品に限られます。</p> <p>(ア) 自家用車  自家用車の購入費用を政務活動費に充当することは認められません。</p> <p>自動車リース料は認められますが、<u>リース料の月額(維持補修費を除く)の上限を6万円とし、適切な比率で按分して充当</u>します。</p> <p><u>なお、リース期間満了後又は途中で、当該リース車両の所有権が、有償、無償にかかわらず、議員側に移転することとされている場合は、リース料への政務活動費の充当はできないものとします。</u></p> <p>領収書の写しを添付します。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>8 (略)</p>	<p>(9) 事務費</p> <p>① 備品  政務活動に関連があるだけでは認められず、政務活動に直接使用され、有用性の高い備品に限られます。</p> <p>(ア) 自家用車  自家用車の購入費用を政務活動費に充当することは認められません。</p> <p>自動車リース料は認められますが、<u>適切な比率で按分して充当</u>します。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>領収書の写しを添付します。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>8 (略)</p>

## 「政務活動費について(使途基準マニュアル)」新旧対照表(案)

新	旧
<p>1～6 (略)</p> <p>7 項目別指針</p> <p>(1) 調査研究費</p> <p>① 交通費・宿泊費</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p>(ク) 宿泊料金</p> <p>1泊あたりの充当の上限を、13,700円とします。</p> <p>この上限額は、大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償          条例第8条(職員等の旅費に関する条例を準用)を基準にし          ており、1泊2食に相当する額により判断することになり          ます。</p> <p><u>ただし、上記上限額により宿泊することが、当該調査研究          活動における特別の事情により困難である場合、社会通念          上妥当と考えられる範囲内で政務活動費を充当できま</u>  <u>す。</u></p> <p><u>この場合の特別の事情は、職員等の旅費の例に準じること          とします。</u></p> <p><u>上記に該当する場合、領収書等の添付様式に、特別の事情          に該当し上限額内での宿泊が困難な理由を記入することと          します。</u></p> <p>食事場所は、宿泊場所と同一施設に限定されませんが、夕          食代に酒代が含まれる場合は、酒代を除く必要があります。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>1～6 (略)</p> <p>7 項目別指針</p> <p>(1) 調査研究費</p> <p>① 交通費・宿泊費</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p>(ク) 宿泊料金</p> <p>1泊あたりの充当の上限を、13,700円とします。</p> <p>この上限額は、大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償          条例第8条(職員等の旅費に関する条例を準用)を基準にし          ており、1泊2食に相当する額により判断することになり          ます。</p> <p>食事場所は、宿泊場所と同一施設に限定されませんが、夕          食代に酒代が含まれる場合は、酒代を除く必要があります。</p> <p>(以下、略)</p>

一般質問・質疑の取扱いについて

1 一般質問の方法、時間の申合せ（昭和58年6月27日 議会運営委員会決定）

(1) 申合せ

昭和54年第2回定例会～昭和58年第1回定例会 申合せ	議会運営申し合せ事項（昭和58年6月27日申合せ）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・希望者全員</li> <li>・おおむね20分</li> <li>・再質問おおむね5分</li> </ul> <p style="text-align: center;">（※運営要領等資料が不明なため、内容のみ記載）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○質問の方法について 一般質問は3日間、12人（会派に割当て）を原則とする。</li> <li>○質問時間 質問時間は1人25分以内（答弁時間は含まず）、再質問は5分以内とする。</li> </ul>

(2) 申合せの考え方

- ・質問者数は、全議員に年間1人1回、質問の機会を確保するためには、48回が必要であり、これを4回に分けると一會期12回、12人となるので、これを所属議員数により比例按分し、各会派の質問者数とする。

2 質疑の時間及び発言通告書提出時期の申合せ（平成11年7月16日 議会運営委員会決定）

(1) 議会運営要領

改正前（平成11年7月6日議運決定）	改正後（平成11年7月16日議運決定）
（新 設）	<p>6. 質疑について</p> <p><u>当該定例会において一般質問枠のない会派（無所属を含む）の議員が行う質疑については、1会派当り10分以内（答弁時間は含まない）とし、その時間内で再質疑を行うことができる。</u></p>

(2) 議会運営申し合せ事項

改正前（平成11年7月6日議運決定）	改正後（平成11年7月16日議運決定）
<p>2. 発言通告書及び質問時間</p> <p>(1) 発言通告書は、一般質問及び代表質問については質問開始日の前々日（前々日が休日のときは当該休日の前日）の正午まで、</p> <p style="padding-left: 40px;">質疑及び討論についてはあらかじめ事務局議事課に提出する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 質問 時間の計測については残時間表示器で行い、質問 時間終了時にブザーで告知する。</p>	<p>2. 発言通告書及び質問時間</p> <p>(1) 発言通告書は、一般質問及び代表質問については質問開始日の前々日（前々日が休日のときは当該休日の前日）の正午まで、<u>一般質問枠のない会派（無所属を含む）が行う知事提出議案に対する質疑については質疑日の前々日の正午まで、先議案件、議員提出議案、委員長報告に対する質疑及び討論についてはあらかじめ事務局議事課に提出する。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 質問及び質疑時間の計測については残時間表示器で行い、<u>質問及び質疑</u>時間終了時にブザーで告知する。</p>

議会運営要領の変遷（質問時間、質問人数等）

年	回	質問者数			議 運 申 し 合 わ せ		
		代表	準代表	一般	代 表 質 問	一 般 質 問	
50	2	3		11	交渉団体から1人ずつ 60分	希望者全員 20分	
	3			8			
	4			11			
51	1	3		10			
	2			12			
	3			10			
	4			11			
52	1	3		8			
	2			7			
	3			9			
	4			10			
53	1	3		6			
	2			9			
	3			10			
	4			10			
54	1			5			
	2	4		12			
	3			9			
	4			15			
55	1	4		15			
	2			13			
	3			13			
	4			12			
56	1	4		13			
	2			13			
	3			12			
	4			13			
57	1	4		10			
	2			12			
	3			10			
	4			12			
58	1			9			
	2	4	2	7			
	3			12			
	4			6			
59	1	3	2	11			
	2			12			
	3			11			
	4			12			
60	1	3	2	11			
	2			11			
	3			11			
	4			12			
61	1	3	2	9			
	2			12			
	3			10			
	4			12			
62	1			11			
	2	3		12			
	3			12			
	4			12			
63	1	3		11			
	2			11			
	3			12			
	4			12			
1	1	3		11			
	2			12			
	3			12			
	4			12			
2	1	2		11			
	2			12			
	3			12			
	4			12			
3	1			11			

年	回	質問者数			議 運 申 し 合 わ せ	
		代表	準代表	一般	代 表 質 問	一 般 質 問
3	2	2		1 2	交渉団体から1人ずつ 50分以内	1 2 人（会派に割当） 2 5 分以内 再質問5分以内
	3			1 2		
	4			1 2		
4	1	2		1 2		
	2			1 2		
	3			1 2		
5	1	2		1 2		
	2			1 2		
	3			1 0		
6	1	2		1 2		
	2			1 2		
	3			1 2		
7	1			1 2		
	2			1 2		
	3			1 2		
8	1	3		1 2		
	2			1 2		
	3			1 1		
9	1	3		1 2		
	2			1 2		
	3			1 2		
10	1	3		1 2		
	2			1 2		
	3			1 2		
11	1			1 2		
	2	3		1 2		
	3			1 2		
12	1	3		1 1		
	2			1 2		
	3			1 2		
13	1	3		1 2		
	2			1 2		
	3			1 2		
14	1	3		1 2		
	2			1 2		
	3			1 2		
15	1			1 2		
	2	4		1 2		
	3			1 2		
16	1	4		1 2		
	2			1 2		
	3			1 2		
17	1	5		1 2		
	2			1 2		
	3			1 2		
18	1	5		1 2		
	2			1 2		
	3			1 2		
19	1			1 2		

年	回	質問者数			議 運 申 し 合 わ せ				
		代表	準代表	一般	代 表 質 問	一 般 質 問			
19	2	3		12	交渉団体から1人ずつ 50分以内	同 上			
	3			12					
	4			12					
20	1	3		12		交渉団体から1人ずつ 50分以内	12人（会派に割当） 30分以内、残時間で何度でも再質問が可  (議案に対する質疑は、1会派10分以内)		
	2			12					
	3			12					
21	1	3		12			交渉団体から1人ずつ 50分以内	12人（会派に割当） 30分以内、残時間で何度でも再質問が可  (議案に対する質疑は、1会派10分以内)	
	2			12					
	3			12					
22	1	3		12				交渉団体から1人ずつ 50分以内	12人（会派に割当） 30分以内、残時間で何度でも再質問が可  (議案に対する質疑は、1会派10分以内)
	2			12					
	3			12					
23	1			12	交渉団体から1人ずつ 50分以内				12人（会派に割当） 30分以内、残時間で何度でも再質問が可  (議案に対する質疑は、1会派10分以内)
	2	4		12					
	3			12					
24	1	4		12		交渉団体から1人ずつ 50分以内			12人（会派に割当） 30分以内、残時間で何度でも再質問が可  (議案に対する質疑は、1会派10分以内)
	2			12					
	3			12					
25	1	4		12			交渉団体から1人ずつ 50分以内		12人（会派に割当） 30分以内、残時間で何度でも再質問が可  (議案に対する質疑は、1会派10分以内)
	2			12					
	3			12					
26	1	4		12				交渉団体から1人ずつ 50分以内	12人（会派に割当） 30分以内、残時間で何度でも再質問が可  (議案に対する質疑は、1会派10分以内)
	2			12					
	3			12					
27	1			12	第1回定例会 ・交渉団体から1人ずつ ・50分以内  第3回定例会（改選期を除く） ・交渉団体から1人ずつ ・30分以内				12人（会派に割当） 30分以内、残時間で何度でも再質問が可  (議案に対する質疑は、1会派10分以内)
	2	3		12					
	3			12					
28	1			12		第1回定例会 ・交渉団体から1人ずつ ・50分以内  第3回定例会（改選期を除く） ・交渉団体から1人ずつ ・30分以内			12人（会派に割当） 30分以内、残時間で何度でも再質問が可  (議案に対する質疑は、1会派10分以内)
	2			12					
	3	3		12					
29	1	3		12			第1回定例会 ・交渉団体から1人ずつ ・50分以内  第3回定例会（改選期を除く） ・交渉団体から1人ずつ ・30分以内		12人（会派に割当） 30分以内、残時間で何度でも再質問が可  (議案に対する質疑は、1会派10分以内)
	2			12					
	3	3		12					
30	1	3		12				第1回定例会 ・交渉団体から1人ずつ ・50分以内  第3回定例会（改選期を除く） ・交渉団体から1人ずつ ・30分以内	12人（会派に割当） 30分以内、残時間で何度でも再質問が可  (議案に対する質疑は、1会派10分以内)
	2			12					
	3	3		12					
31	1			12	第1回定例会 ・交渉団体から1人ずつ ・50分以内  第3回定例会（改選期を除く） ・交渉団体から1人ずつ ・30分以内				12人（会派に割当） 30分以内、残時間で何度でも再質問が可  (議案に対する質疑は、1会派10分以内)
	2	3		12					
	3			12					
1	2	3		12		第1回定例会 ・交渉団体から1人ずつ ・50分以内  第3回定例会（改選期を除く） ・交渉団体から1人ずつ ・30分以内			12人（会派に割当） 30分以内、残時間で何度でも再質問が可  (議案に対する質疑は、1会派10分以内)
	3			12					
	4			12					
2	1			12			第1回定例会 ・交渉団体から1人ずつ ・50分以内  第3回定例会（改選期を除く） ・交渉団体から1人ずつ ・30分以内		12人（会派に割当） 30分以内、残時間で何度でも再質問が可  (議案に対する質疑は、1会派10分以内)
	2			12					
	3	3		12					
3	1	3		12				第1回定例会 ・交渉団体から1人ずつ ・50分以内  第3回定例会（改選期を除く） ・交渉団体から1人ずつ ・30分以内	12人（会派に割当） 30分以内、残時間で何度でも再質問が可  (議案に対する質疑は、1会派10分以内)
	2			12					
	3	3		12					
4	1	3		12	第1回定例会 ・交渉団体から1人ずつ ・50分以内  第3回定例会（改選期を除く） ・交渉団体から1人ずつ ・30分以内				12人（会派に割当） 30分以内、残時間で何度でも再質問が可  (議案に対する質疑は、1会派10分以内)
	2			12					
	3	3		12					
5	1			12		第1回定例会 ・交渉団体から1人ずつ ・50分以内  第3回定例会（改選期を除く） ・交渉団体から1人ずつ ・30分以内			12人（会派に割当） 30分以内、残時間で何度でも再質問が可  (議案に対する質疑は、1会派10分以内)
	2			12					
	3	3		12					



## 一般質問・質疑に関する申合せ、先例（抜粋）

### ○議会運営要領（令和元年6月28日 議会運営委員会決定、令和元年9月10日一部改正）

#### 4. 一般質問について

- (1) 一般質問は、別表の順位により行う。
- (2) 質問時間は、1人30分以内とし、答弁を含めておおむね60分以内とする。なお、回数制限は行わない。

#### 6. 質疑について

- (1) 当該定例会において一般質問枠のない会派（無所属を含む。）の議員が行う質疑については、1会派当たり10分以内（答弁時間は含まない。）とし、回数制限は行わない。
- (2) 定例会における先議案件、人事議案、議員提出議案、委員会提出議案、委員長報告に対する質疑は、1人10分以内（答弁時間は含まない。）とし、回数制限は行わない。
- (3) 臨時会における質疑については、1会派（無所属を含む。）当たり10分以内（答弁時間は含まない。）とし、回数制限は行わない。

### ○議会運営申合せ事項（令和元年6月28日 議会運営委員会決定）

#### 1. 一般質問について

- (1) 同一会派内の順位は所属会派で決め、開会日の議会運営委員会で内定する。
- (2) 質問者が割当数に満たないときは、その取扱いは議会運営委員会で協議することができる。
- (3) 質問の順位がきたのに質問しないときは、開会日の議会運営委員会で内定した順位を順次繰り上げる。

### ○大分県議会先例集（平成30年3月） 第2章 発言 第2節 質問・質疑

- 66 その日の質問者数は、あらかじめ議会運営委員会で決めるのが例である。
- 68 上程案件に対する質疑は、先議の場合を除き、一般質問と併せて行うのが例である。
- 71 質問（代表・一般・緊急）は、議会運営委員会の申合せにより行うのが例である。  
なお、この申合せは、任期中の申合せ事項として最初の議会運営委員会で決定するのが例である。

## 政策検討協議会 委員名簿

会 長（副議長） 嶋 幸 一

副会長 木 田 昇 （ 県 民 ク ラ ブ ）

委 員 清 田 哲 也 （ 自 由 民 主 党 ）

委 員 阿 部 長 夫 （ 自 由 民 主 党 ）

委 員 衛 藤 博 昭 （ 自 由 民 主 党 ）

委 員 御 手 洗 吉 生 （ 自 由 民 主 党 ）

委 員 馬 場 林 （ 県 民 ク ラ ブ ）

委 員 戸 高 賢 史 （ 公 明 党 ）

委 員 堤 栄 三 （ 日 本 共 産 党 ）

委 員 荒 金 信 生 （ し ん せ い 大 樹 会 ）

委 員 末 宗 秀 雄 （ 志 士 の 会 ）

委 員 小 川 克 己 （ 無 所 属 の 会 ）

議局第1096号  
令和2年3月25日

大分県議会議長 麻生 栄作 殿

政策検討協議会  
会長 土居 昌弘



## 令和元年度政策検討協議会報告書

政策検討協議会（以下、「協議会」という。）は、地方自治法第100条第12項及び大分県議会会議規則第124条第2項の規定に基づき、議員提案による条例の制定、政策立案・提言及び県議会の諸課題等の協議・調整の場として、令和元年7月18日に設置されました。

設置期間は令和3年3月31日までとなりますが、令和元年度における協議会としての活動成果を、下記のとおり中間報告します。

### 記

#### 1 豊かな人生を送るために「人生会議」の普及啓発を推進する条例案について

国が普及啓発を進める「人生会議」は、本人が希望する医療やケアなどを受けるために大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むかなどについて、自分自身で前もって考え、家族や友人など周囲の信頼する人たちと何度も話し合い、しっかりと共有する取組です。

この人生会議を県民に広め、理解を促進する県の取組を後押しするために、議会として何ができるのかを念頭に置きながら調査研究を進めてきました。

議論を進める中で、人生会議の重要性は理解できるものの、人の内面などに関わるデリケートな側面もあり、知りたくない、考えたくないなどと考える方もいて、各人の意思について十分配慮する必要があることから、当初は委員の中にも人生会議に関する条例を制定することについて賛否両論がありました。

また、人生会議に関する条例については他に類似のものがなく、日本初の試みであり、まずは委員自ら十分な理解が必要なことから、県の担当部局に対し現状と取組を聴取するとともに、地域での人生会議の実践者である医療、介護等の関係者との意見交換や県内外の研修会等に参加するなど、理解を深めてきました。

人生会議については、どうしても終末期との関連を連想してしまう方が多く、具体的な取組内容まで踏み込んでしまうと、条例制定への県民の理解が得られないことが危惧されました。そこで、人生会議の愛称を提唱し、国全体として取組を進める厚生労働省にも助言を求めたところ、人生会議の取組は始まったばかりで、正しい理解が必要であり、県にはそこを念頭に普及啓発を行っていただきたいとのご意見を得ることができました。

このため、協議会としては、多くの県民に人生会議に取り組んでいただくには、正し

い情報提供による理解の促進が必要であるとの判断の下、県、市町村、関係機関の連携による普及啓発の推進を旨とする条例案の策定について、意見の一致を見ることができました。

条例案の検討にあたっては、がんや難病、認知症の患者団体からもご意見を賜りながら、パブリックコメントによる県民からの意見聴取など約9か月間に亘る検討を経て、協議会としての条例案（別紙）を完成しております。

今後は、令和2年第2回定例会への提案を目指していきます。

本県は、これまで「健康寿命日本一」を掲げ、県を挙げた取組を進めてきたところですが、この条例の制定により、人生会議の正しい理解の下、県民一人一人が人生の質を高められ、豊かな人生を送ることのできる大分県の実現に寄与すると期待しております。

併せて、成立した条例に基づき、県民に対し効果的な取組が実施されているかチェックしていくことも重要との意見もありました。

## 2 政務活動費について

政務活動費については、議員活動の活発化に資するという趣旨に基づき、透明性の確保や向上を図るため、次の5項目について過去の経緯や全国状況を踏まえ議論しています。このうち（3）キャンセル料、（4）自家用車のリース料については、一定の基準を設ける方向となりましたが、結論までには至っておらず、来年度早々の決定に向けて引き続き調査・検討を行います。

- （1）自家用車の燃料代
- （2）海外調査
- （3）キャンセル料
- （4）自家用車のリース料
- （5）飲食を伴う懇談会後の宿泊費

## 3 海外調査研究について

県議会議員に対する海外調査研究に関する意向調査結果を踏まえ、今後、海外での調査目的の整理を行うとともに適切な調査先の選定を進め、議員の海外調査研究の実施に向けて引き続き検討していきます。

## 4 一般質問・質疑の在り方について

一般質問・質疑については、現在の議会運営要領等の内容と運営要領の変遷などを踏まえ、議論を行いました。

今任期中については、令和元年6月に議会運営委員会で決定した要領等により行われることとなりますが、来任期に向けて、今後も時間をかけて議論を進めていきます。

## 令和元年度政策検討協議会 開催経過

- 第1回 日 時：令和元年7月30日（火）  
議 題：設置運営要領、副会長選任、検討テーマ、今後のスケジュールの協議
- 第2回 日 時：令和元年8月30日（金）  
議 題：人生会議に関する現状・取組について  
（医療政策課長説明）
- 第3回 日 時：令和元年9月26日（木）  
議 題：ACP（アドバンス・ケア・プランニング）に係る関係者の意見聴取について  
（県医師会常任理事 井上 雅公 氏）
- 第4回 日 時：令和元年10月10日（木）  
議 題：ACP（アドバンス・ケア・プランニング）に係る関係者の意見聴取について  
（県老人福祉施設協議会長 高橋 とし子 氏）
- 第5回 日 時：令和元年11月6日（水）  
議 題：人生会議に係る調査研究経過について  
議員による政策条例と政策提言の違いについて  
手法（政策条例または政策提言）の決定について
- 第6回 日 時：令和元年11月25日（月）  
議 題：豊かな人生を送るために「人生会議」の普及啓発を推進する条例  
（仮称）案について
- 第7回 日 時：令和元年12月11日（水）  
議 題：豊かな人生を送るために「人生会議」の普及啓発を推進する条例  
（仮称）案について  
政務活動費について
- 第8回 日 時：令和2年1月14日（火）  
議 題：豊かな人生を送るために「人生会議」の普及啓発を推進する条例  
（仮称）案のパブリックコメントの実施について  
政務活動費について  
一般質問・質疑の在り方について
- 【パブリックコメントの実施：令和2年2月3日（月）～令和2年3月2日（月）】
- 第9回 日 時：令和2年3月11日（水）  
議 題：豊かな人生を送るために「人生会議」の普及・啓発を推進する条例  
（仮称）案のパブリックコメントに対する回答案等  
政務活動費について  
海外調査研究について  
中間報告書（案）について
- 第10回 日 時：令和2年3月25日（水）  
議 題：政務活動費について  
中間報告書（案）について  
来年度の活動について

## 豊かな人生を送るために「人生会議」の普及啓発を推進する条例案

### (前文)

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けていくことは多くの県民の願いであり、そのためには住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めることが非常に重要となる。

地域包括ケアシステムの構築・充実を図るには、医療・介護等の専門職のみならず、そこで暮らす住民の理解、協力が必須であり、「人生会議」に対する理解が広がることにより、地域での関心がさらに高まると考えられる。

国が普及啓発を進める「人生会議」は、本人が希望する医療やケアなどを受けるために大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むかなどについて、自分自身で前もって考え、家族や友人など周囲の信頼する人たちと何度も話し合い、しっかりと共有する取組である。

本県は、これまで「健康寿命日本一」を掲げ、県を挙げた取組を進めてきたところであるが、ここに、より一層県民一人一人の人生の質を高め、全ての県民が豊かな人生を送ることのできる大分県を目指し、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、県、市町村及び関係機関が連携・協力し、人生会議に関する普及啓発を広く推進することにより、人生会議に対する県民の理解を深めることを目的とする。

### (関係機関)

第2条 この条例において「関係機関」とは、医療機関（医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所をいう。）、老人福祉施設（老人福

祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設をいう。）その他の人生会議に係る機関・施設等をいう。

## （普及啓発の推進等）

第3条 県は、リーフレットの配布、セミナーの開催等の手段により、広く県民に対して人生会議に関する普及啓発を行うものとする。

2 県は、前項の普及啓発を推進するに当たっては、次に掲げる点に留意するものとする。

（1）人生会議は、本人の主体的な意思によりなされるものであり、取組を行う又は行わないことを強制されるものではないこと。

（2）日々の暮らしの中で、誰もが日常的に話し合える環境づくりを進めることが重要であり、知りたくない、考えたくないなど、各人の意思について十分配慮する必要があること。

## （人材の育成）

第4条 県は、地域における人生会議に関する普及啓発を担う人材を養成するため、市町村及び関係機関の職員等に対し、知識の習得、理解の促進のための研修等必要な取組を行うものとする。

## （市町村及び関係機関の役割等）

第5条 市町村及び関係機関は、県が実施する人生会議に関する普及啓発に連携・協力するとともに、各々創意工夫した人生会議に関する普及啓発を行うよう努めるものとする。

2 関係機関は、本人や本人を身近で支える家族等に対し、人生会議に関する適切な情報を提供する等の支援を行うよう努めるものとする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 政策検討協議会 委員名簿

会 長（副議長）	土 居 昌 弘	
副会長	木 田 昇	（ 県 民 ク ラ ブ ）
委 員	清 田 哲 也	（ 自 由 民 主 党 ）
委 員	阿 部 長 夫	（ 自 由 民 主 党 ）
委 員	衛 藤 博 昭	（ 自 由 民 主 党 ）
委 員	御手洗 吉 生	（ 自 由 民 主 党 ）
委 員	馬 場 林	（ 県 民 ク ラ ブ ）
委 員	戸 高 賢 史	（ 公 明 党 ）
委 員	堤 栄 三	（ 日 本 共 産 党 ）
委 員	荒 金 信 生	（ し ん せ い 大 樹 会 ）
委 員	末 宗 秀 雄	（ 志 士 の 会 ）